

令和6年度 地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務委託企画提案競技 審査票

提案者	
審査者	

審査項目・配点、評価

審査項目	審査の視点(配点)	評価				
		優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1 企画力・構成力 (配点50)	① テーマとなる施策及び事業内容について、内容を十分に理解して、全体として統一感のあるコンセプトデザインを提示できているか。(10点)	10	8	6	4	2
	② 啓発動画の制作及び広告配信の企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
	③ プロスポーツチームとの連携したポスター制作の企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
	④ パンフレットデザインの企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(10点)	5	4	3	2	1
	⑤ 脱炭素グッズの制作の企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(5点)	5	4	3	2	1
	⑥ SNSキャンペーンの運営等に関する企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
2 表現・デザイン力 (配点20)	⑦ 動画やパンフレット等の構成は、幅広い世代に配慮した、わかりやすい表現となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
	⑧ 広告等の手法や効果測定方法について、採用した理由には根拠があり、十分な説明がなされ、高い効果が期待できるか。(10点)	10	8	6	4	2
3 実施体制・効率性 (配点15)	⑨ 十分な実施体制が整っているか。(10点)	10	8	6	4	2
	⑩ 見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。(5点)	5	4	3	2	1
4 賃金水準の向上	⑪ 裏面、配点により採点(最大5点)					
5 女性の活躍推進	⑫ 裏面、配点により採点(最大5点)					
6 環境配慮	⑬ 裏面、配点により採点(最大5点)					
(計100点)		/100点				

意見・コメント等

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」「女性の活躍推進」「環境配慮」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例		配点例					
	大区分	小区分						
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1		1.50%以上		3			
			2.00%以上		4			
			3.00%以上		5			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3 次世代法※3		各	0.25	最大	0.5
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2				1		最大	3
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし		1.5			
			プラチナえるぼし		2			
		次世代法※3	くるみん		1.5			
			プラチナくるみん		2			
	若者雇用促進法 ※3	ユースエール		0.5				
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各	0.5	最大	1		
	子ども・子育て支援知事表彰							
	男女共同参画社会づくり表彰							
環境配慮	ISO14001登録※4		5		最大	5		
	エコアクション21登録※5		5					
	あきたゼロカーボンアクション宣言登録		3					
	秋田県SDGsパートナー登録		3					

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点(各評価項目5点、合計10点)により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度(JV)又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第1位を四捨五入)により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)」により比較する。

なお、給与額(賃金水準)の算出方法は、次のいずれかから選定するものとする。

- (1) 税務申告に基づく、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額
- (2) 県域での、役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額
- (3) 県域での、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。

なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

※4 国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムに関する国際規格

※5 環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度